

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 4 年 月 日	
都道府県知事	
川勝 平太 殿	
提出者	
住 所	愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号 名古屋第一ビル5F
氏 名	株式会社 NIPPO 中部支店 執行役員 支店長 山縣 裕
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	052-211-6571
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 NIPPO 東名御殿場工事事務所
事業場の所在地	静岡県御殿場市川島田28-1
計画期間	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 40億円
③ 従業員数	10名（正社員 4名、それ以外の職員 6名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙③参照			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙③参照			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙くず・廃プラスチック・木くず：中間処理できるものと最終処分しなければならないものを分別し、最終処分に回る廃棄物の量を削減している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙くず・廃プラスチック・木くず：今後も上記内容を徹底していく。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら再生利用を行う計画はない。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 今後も自ら熱回収を行う計画はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を実施したことはない。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分を実施する計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)  別紙④参照			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙④参照			
※事務処理欄			

(第6面)

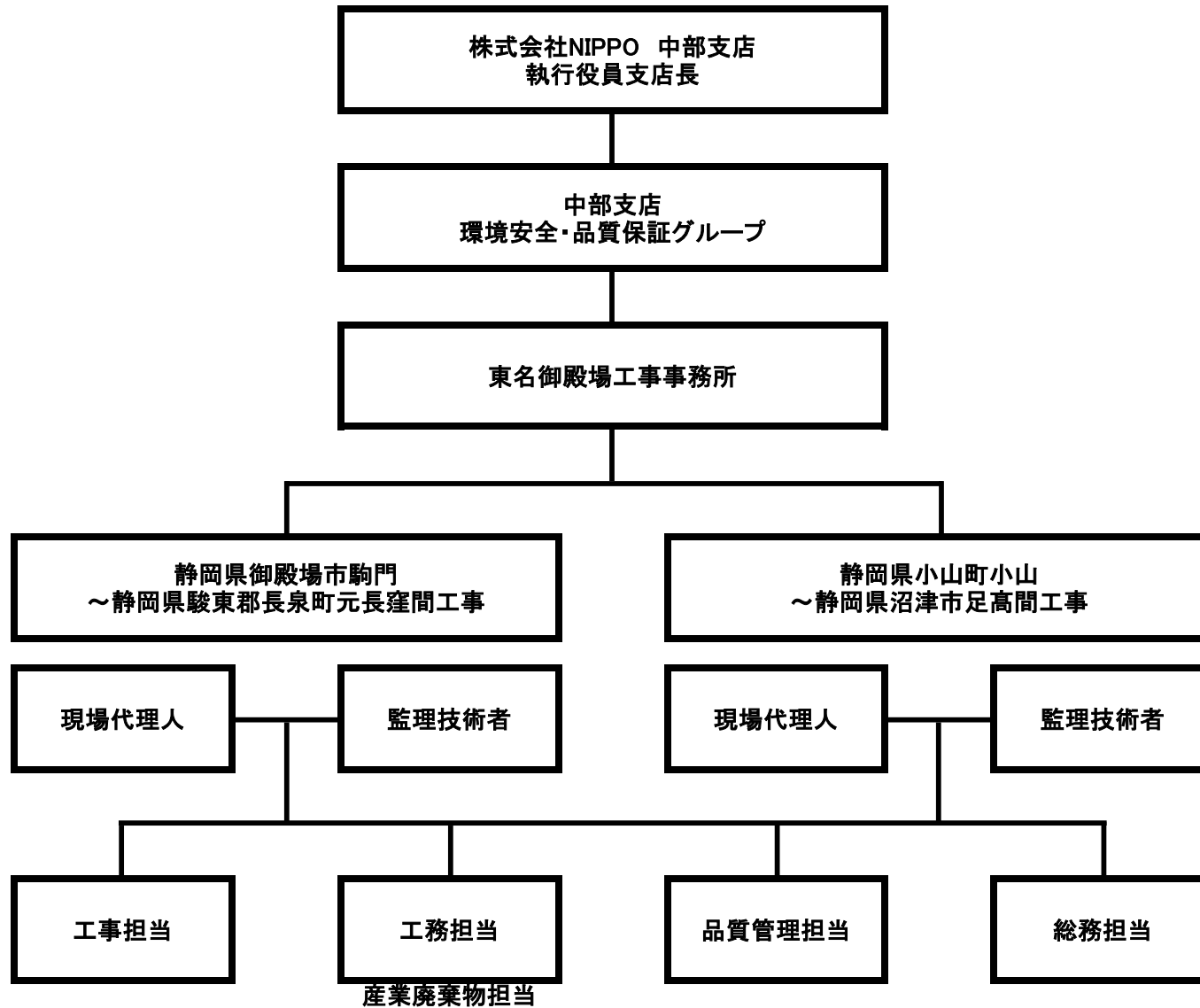
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙① 産業廃棄物の一連の処理の工程

<p>産業廃棄物の 一連の処理の工程</p>	<p>アスコンがら→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>コンがら→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>汚泥→委託中間処理（中和酸化還元凝集沈殿）→委託処分（埋立） 汚泥→委託中間処理（脱水・造粒固化）→委託再生</p> <p>管理型混合廃棄物→委託中間処理（破碎）→委託処分（管理型埋立）</p> <p>安定型混合廃棄物→委託処分（埋立）</p> <p>金属くず→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>木くず→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>紙くず→委託中間処理（破碎）→委託再生及び委託処分（焼却）</p> <p>廃プラスチック→委託中間処理（破碎）→委託再生及び委託処分（埋立）</p>
----------------------------	--

別紙② 管理体系図





### 別紙③ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【2021年4月～2022年3月の実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	紙くず (段ボール)	木くず	金属くず	コンガラ 無筋	コンガラ 有筋	アスガラ	安定型 混合廃棄物
	排出量	153.59t	20.335t	0.90t	3.60t	20.955t	32.205t	1,004.00t	8.00t	35,845.07t	894.68t
	(これまでに実施した取組) 排出量の多いアスコンガラ・コンクリートからは再生利用業者に中間処分の委託を行い、その全てを再生アスコン・再生路盤材に再資源化している。										
②計画	【2022年4月～2023年3月の目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	紙くず (段ボール)	木くず	金属くず	コンガラ 無筋	コンガラ 有筋	アスガラ	安定型 混合廃棄物
	排出量	0t	15t	2t	5t	20t	15t	50t	100t	10,000t	0t
	(今後実施する予定の取組) 今後も排出量の多い廃棄物は再生利用業者に中間処理委託を行う計画である。										

